

令和 8 年第 5 回上越市議会 9 月会議

文教経済常任委員会資料

案 件 番 号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第 8 1 号	上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部改正について	産業立地課、税務課	1～4
議案第 8 2 号	財産の処分について	産業立地課	5

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第 8 1 号
提 出 課	産業立地課、税務課

上越市企業振興条例及び上越市市税条例の一部改正について

1 改正理由

全市域が原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の指定地域となったことを受け、対象となる事業者の固定資産税に不均一課税を導入するため、所要の改正を行うもの

2 主な改正内容

(1) 第 1 条の規定による上越市企業振興条例の改正内容

ア 市の区域内において原子力発電施設等立地工場等を新設等する者で規則で定める基準を満たすものに対し、その事業の用に供する建物等の固定資産について不均一課税を適用するものとする。（第 1 条、第 1 0 条関係）

イ 原子力発電施設等立地工場等の定義規定を定める。（第 2 条関係）

ウ 不均一課税の適用がされた事業者で奨励企業として指定を受けることができる者は、不均一課税適用後の固定資産税に対して奨励金の交付を受けることができる。（第 1 4 条関係）

エ その他文言を整備する。

(2) 第 2 条の規定による上越市市税条例の改正内容

固定資産税の不均一課税に関する規定を追加する。（第 6 9 条の 2 関係）

<参考>固定資産税の不均一課税の内容

年度	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度
不均一課税 の内容	1 0 0 %減免 (課税なし)	7 5 %減免 (2 5 %課税)	5 0 %減免 (5 0 %課税)

3 施行期日

令和 9 年 1 月 1 日

4 上越市企業振興条例及び上越市市税条例改正案新旧対照表

(1) 第 1 条の規定による上越市企業振興条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
目次 第 1 章及び第 2 章 略 <u>第 3 章 固定資産税の課税免除及び不均一課税（第 9 条―第 1 1 条）</u> 第 4 章 雑則（第 1 2 条―第 1 5 条） 附則 第 1 章 総則 (目的)	目次 第 1 章及び第 2 章 略 <u>第 3 章 法適用工場等に対する固定資産税の課税免除（第 9 条・第 1 0 条）</u> 第 4 章 雑則（第 1 1 条―第 1 3 条） 附則 第 1 章 総則 (目的)

改 正 案	改 正 前
第1条 この条例は、工場等、<u>法適用工場等</u>又は原子力発電施設等立地工場等の新設等をする者に対し奨励措置又は固定資産税の課税免除若しくは不均一課税を行うことにより、その新設等を容易にし、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) <u>原子力発電施設等立地工場等 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成12年法律第148号。以下「原発特措法」という。）第3条第1項に規定する原子力発電施設等立地地域内における原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法施行令（平成13年政令第105号）第9条に規定する事業（倉庫業を除く。）の用に供する建物及び設備をいう。</u> (追加) (6) 略 <u>第3章 固定資産税の課税免除及び不均一課税</u> 第9条 略 <u>(固定資産税の不均一課税)</u> 第10条 市長は、市の区域内において原子力発電施設等立地工場等を新設し、又は増設する者で規則で定める基準を満たすものに対し、<u>原子力発電施設等立地工場等を事業の用に供する日の属する年の翌年（事業の用に供する日が1月1日である場合にあっては、その属する年）の4月1日を初日とする最初の年度以降3箇年度に限り、当該原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産（償却資産にあっては原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成13年総務省令第54号）第1条第2項に規定する特定償却資産に該当するもの、土地にあっては原発特措法第3条第3項の規定による公示の日以後に取得したものに限り、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該原子力発電施設</u>	第1条 この条例は、工場等又は<u>法適用工場等</u>の新設等をする者に対し奨励措置又は固定資産税の課税免除_____を行うことにより、その新設等を容易にし、もって本市の産業の振興に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1)～(4) 略 (5) 略 <u>第3章 法適用工場等に対する固定資産税の課税免除</u> 第9条 略

改 正 案	改 正 前
<u>等立地工場等の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について、上越市市税条例（昭和４６年上越市条例第７７号）第６９条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率を適用するものとする。</u> (1) 第１年度 零 (2) 第２年度 １００分の０．３５ (3) 第３年度 １００分の０．７ （追加） （課税免除又は不均一課税の取消し等） <u>第１１条</u> 市長は、<u>第９条及び前条の規定により固定資産税の課税を免除された者又は不均一課税の適用を受けた者</u>（以下「<u>課税免除者等</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用の承認を取り消し、及び<u>上越市市税条例第６９条に規定する税率により算定した固定資産税の全部又は一部を賦課徴収することができ</u>る。 (1) 略 (2) 虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受け、又は不均一課税の適用を受けたとき。 (3)～(5) 略 (6) <u>課税免除者等</u>のうち、地域未来投資促進法適用工場等の新設等をした者にあつては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第１４条第２項の規定により承認地域経済牽引事業計画の承認を取り消されたとき。 第４章 雑則 （奨励企業の指定又は課税免除若しくは不均一課税の承継） <u>第１２条</u> 市長は、奨励企業又は課税免除者等に合併、譲渡その他の理由により、奨励企業又は課税免除者等から事業を承継した者があると認めるときは、当該者に奨励企業の指定又は固定資産税の課税免除若しくは不均一課税を承継させることができる。 （報告の徴収）	（課税免除_____の取消し等） <u>第１０条</u> 市長は、_____前条の規定により固定資産税の課税を免除された者_____（以下「<u>課税免除者</u>」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、固定資産税の課税免除_____の承認を取り消し、及び<u>免除した固定資産税</u>_____を賦課徴収することができる。 (1) 略 (2) 虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けた_____とき。 (3)～(5) 略 (6) <u>課税免除者</u>のうち、地域未来投資促進法適用工場等の新設等をした者にあつては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第１４条第２項の規定により承認地域経済牽引事業計画の承認を取り消されたとき。 第４章 雑則 （奨励企業の指定又は課税免除_____の承継） <u>第１１条</u> 市長は、奨励企業又は課税免除者_____に合併、譲渡その他の理由により、奨励企業又は課税免除者_____から事業を承継した者があると認めるときは、当該者に奨励企業の指定又は固定資産税の課税免除を_____承継させることができる。 （報告の徴収）

改 正 案	改 正 前
<u>第 1 3 条</u> 市長は、奨励企業又は課税免除者等に対し、必要な事項について報告を求めることができる。 <u>(奨励金と不均一課税の併用)</u> <u>第 1 4 条</u> <u>第 1 0 条の規定により不均一課税の適用を受けた者で第 3 条の規定により奨励企業として指定を受けることができるものは、第 1 0 条の規定による不均一課税の適用後の固定資産税の額に対して第 5 条の規定を適用し、奨励金の交付を受けることができる。</u> (追加) (委任) <u>第 1 5 条</u> 略	<u>第 1 2 条</u> 市長は、奨励企業又は課税免除者__に対し、必要な事項について報告を求めることができる。 (委任) <u>第 1 3 条</u> 略

(2) 第 2 条の規定による上越市市税条例の一部改正

(下線部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前
<u>(固定資産税の不均一課税)</u> <u>第 6 9 条の 2</u> <u>上越市企業振興条例第 2 条第 5 号に掲げる原子力発電施設等立地工場等に係る固定資産の税率は、前条の規定にかかわらず、上越市企業振興条例第 1 0 条に定める期間に限り、同条各号に定める税率とする。</u> <u>2</u> <u>前項の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書に別に指定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u> (追加)	

